

令和4年度 第9回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月16日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番 先間秀明
委員	2番 田尻博樹
委員	3番 東正亮
委員	5番 永吉雄子
委員	6番 川畠伸之
委員	7番 西登美勝
委員	9番 市來真吾
委員	10番 榮米子
委員	11番 森由美子
委員	12番 川内清弘
委員	13番 神田三十志
委員	14番 幸山利忠
委員	15番 沖道人
委員	16番 芦村利広
委員	17番 田畠則仁
委員	18番 前田博徳

4. 欠席委員（1人）

委員 8番 池沢清良

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和4年度第9回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は池沢委員が欠席ですが、総会は成立します。それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせて頂きます。 11/29 令和4年度沖永良部地区青年農業者会議 以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、9番市來委員、10番榮委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番 屋子母字前ノ当〇〇 675m ² を含む計5筆 3,743m ² 、〇〇さんから相続により兵庫県神戸市〇〇さん、令和4年4月13日相続、あっせん希望有ります。 2番 久志検字前原〇〇 568m ² を含む計16筆 15,260m ² 、〇〇さんから相続により久志検〇〇さん、令和4年7月5日相続、あっせん希望有ります。 以上です。
議長	ただ今の報告第12号について、何かご意見、ご質問ありますか。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第12号は終わります。 次に、報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。
事務局	報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。 1番 屋者字セキナハ〇〇 875m ² を含む計2筆 1,485m ² 、屋者〇〇さんから屋者〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年11月10日、引き渡し日が令和4年11月10日です。 2番 住吉字宇和美崎〇〇 1,937m ² を含む計6筆19,377m ² 、住吉〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月30日、引き渡し日が令和4年12月30日です。 以上です。

議長	はい、ありがとうございました。 報告第13号について、ご質問・ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	次に、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させて頂きます。</p> <p>【議案第37号について朗読】</p> <p>議案第37号は、売買4件、贈与1件です。</p> <p>1番 知名字繁田原〇〇 233m²、売買。譲渡人 知名〇〇さん、 譲受人 知名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 屋子母字泊り原〇〇 540m²、売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 屋子母〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 黒貫字親田〇〇 2,078m²、売買。譲渡人 黒貫〇〇さん、 譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>4番 芦清良字大野〇〇 719m²、売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>5番 芦清良字前兼久〇〇 503m²、贈与。譲渡人 福岡県吉賀市〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p> <p>先月からの保留分です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
2番委員	<p>1番を説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は建設業をしながら、主にバレイショを作っております。機械等については、親も一緒に営農していますので、親の物を利用してあります。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
3番委員	<p>2番を説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は兼業農家で、主にサトウキビを作っております、機械等も揃っております。</p> <p>この畑には、サトウキビを作る予定です。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
17番委員	<p>3番を説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はバレイショ、カボチャを作っております、機械等も揃っております。</p> <p>この畑の隣接地も前に購入しております。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>

1 6番委員	4番、5番を説明します。 4番 謙渡人と譲受人は知人です。譲受人は兼業農家ですが、機械等も揃っております。 この場には、サトウキビを作る予定です。 5番 こちらについては確認したいことがありますので、別途でお願ひします。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。 (なしの声あり)
議長	議案第37号 1～4番に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第37号1番～4番は許可決定とします。 5番の取り扱いについては、どうしますか。
2番委員	当事者間で話し合いをした方が良いと思います。
議長	5番については、関係者間で十分に話し合いを行い、その上で審議したいと思いますが、よろしいですか。 (異議なしの声あり)
議長	次に、議案第38号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第38-1号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 今月は利用権設定が2件です。 【議案第38-1号について朗読】 利用権の設定 1番1 下平川字瀬田原○○ 1,741m ² 使用貸借 10年間の再設定となっています。 2番1～2 黒貫字長蘇○○ 1,993m ² を含む計2筆 2,853m ² 賃貸借 10年間の再設定と新規設定となっています。 次に、議案第38-2号 中間管理事業に係る利用権設定（一括方式）について、説明します。 貸出期間が5年のものが、1,346m ² うち更新分1,346m ² 、利用権を設定する者が1名うち更新分1名、利用権の設定を受ける者が1名うち更新分1名です。 貸出期間が6年のものが、70,703m ² 、利用権設定する者が16名、利用権の設定を受ける者が13名です。 貸出期間が10年のものが、53,643m ² うち更新分34,266m ² 、利用権を設定する者5名うち更新分4名、利用権の設定を受ける者が5名うち更新分4名です。

	個人毎のまとめ表、各筆明細表については、資料のとおりです。以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、議案第38号について、ご質問等ありませんか。
2番委員	再設定は、契約書類は再度作成しなければなりませんか。
事務局	基本的に同じものが必要ですが、条件等が同じであれば省略できるものもあります。
2番委員	未納については、どのようになっていますか。
事務局	延滞金が発生しますし、新たな契約に影響します。
議長	他に、ご質問はありませんか。
	(なしの声あり)
議長	議案第38号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第38号は承認とします。
議長	以上で、第9回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 4年12月16日

議長 先間秀明

署名委員 市來真吾

署名委員 榎米子